

**「マイナス金利」制度（円高対策設備投資緊急促進事業）
の助成金受付を行います**

県では、円高・デフレに伴う厳しい経済環境が続く中、中小企業の設備投資を促進するため、マイナス金利制度（円高対策設備投資緊急促進事業）を追加して実施することとし、次のとおり助成金の申込受付を行います。

1 申込受付日時

平成23年12月27日（火）10:00 から

2 申込受付場所

（財）にいがた産業創造機構（NICO）

住 所：新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル

電話番号：025-246-0052

3 申込方法

申込書類の持参又は郵送・宅配便等による送付

※郵送等の送付による申込については、当日の持参者受付後の取扱いとなります。

4 申込書類の入手方法

（財）にいがた産業創造機構のホームページからダウンロードできます。

（<http://www.nico.or.jp/>）

5 事業概要

別紙（裏面）のとおり

円高対策設備投資緊急促進事業の概要

1 事業目的

厳しい経営環境の中で事業拡大や新分野進出等に取り組む県内中小企業者等の設備投資を支援し、その経営基盤の強化及び県経済の活性化を図ることを目的とする。

2 支援内容

設備の導入に必要な資金の一部について、所定の利子に相当する金額を助成する。

3 補助事業者 (財)にいがた産業創造機構 (以下「NICO」という。)

4 予算額 300,000千円 (ただし、助成金の支払いは平成24年4月以降となる。)

5 助成対象者

次の(1)か(2)のどちらかに該当する方 (ただし、交付決定時点において、設備の設置を完了していないこと。)

(1) 県制度融資「フロンティア企業支援資金 (設備投資促進枠)」を利用して設備投資を行う中小企業者等

※フロンティア企業支援資金 (設備投資促進枠) と、フロンティア企業支援資金 (新技術・新事業等展開枠) 又は (グリーンニューディール枠) を併用して設備投資を行う中小企業者等を含む。

(2) 県制度融資「小口零細企業保証制度資金」とNICOが行う「設備資金貸付制度」を併用して設備投資を行う小規模企業者

6 対象要件

次の(1)から(3)のいずれかの要件を満たすこと。

(1) 最近3か月間の売上高または受注残高が前年の同期と比較して3%以上減少していること

(2) 最近3か月間のいずれかの月における商品の生産数量又は売上高の15%以上が輸出向けであること

(3) 交付申請日の属する月の6か月前から、交付申請日の20日後までの間に、新規の常用雇用者 (期間の定めのない雇用か、又は1か月を超える期間を定めて雇用し、契約更新の定めがあること。かつ1週間の所定労働時間が30時間以上であること。) を1名以上雇用していること

7 申込方法

県制度融資の取扱金融機関において対象となる制度融資の申込みを行ったうえで、NICOに円高対策設備投資緊急促進事業の助成金交付申請を行う。

(交付申請に必要な書類は、県制度融資の取扱金融機関に用意してあるほか、NICOホームページからもダウンロード可能。)

8 申込期間 (助成金交付申請書の受付期間)

平成23年12月27日から平成24年2月29日まで。

※なお、予算に限りがあるため、受付期間の終了前に申込みを締切ることがある。

9 その他 設備の導入は原則として平成25年2月28日までに完了すること。
(ただし、平成25年12月31日まで延長可)